

○国立大学法人埼玉大学教育学部教授会規程

〔平成16年4月1日〕
規則第8号

改正 平成18. 4. 1 18規則17 平成19. 4. 1 19規則32
平成27. 2.19 26規則41

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第25条第2項の規定に基づく教育学部教授会に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 教育学部教授会は、次に掲げる教員をもって組織する。

- (1) 学部長及び副学部長
- (2) 教育学部の専任の教授、准教授、講師及び助教

2 前項の規定にかかわらず、教育学部教授会は、教育学部以外の本学専任の教授、准教授、講師及び助教を加えて組織することができる。この場合、その都度、理由を付して教育研究評議会に報告するものとする。

3 教育学部教授会は、その定めるところにより、教育学部教授会構成員のうち一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。この場合、教育学部教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、教育学部教授会の議決とすることができる。ただし、教育学部教授会が定める代議員会の審議事項については、教育研究評議会に報告し、学長の下承を得るものとする。

(審議事項等)

第3条 教育学部教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学長が定める教育研究に関する重要な事項

2 教育学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教育学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教育学部教授会に議長を置き、教育学部長をもって充てる。ただし、学部長に事故あるときは、副学部長がこれに代わる。

- 2 議長は、教育学部教授会を主宰する。
- 3 教育学部教授会は、原則として毎月、日を定めて、議長が招集する。
- 4 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めるとき又は教育学部教授会構成員の3分の1以上の請求があったときは、議長は臨時に教育学部教授会を招集する。

- 5 教育学部教授会は、教育学部教授会構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、外国出張、研修旅行、長期療養等により出席できない旨をあらかじめ教育学部長に届け出た者は、教育学部教授会の議を経て、教育学部教授会構成員の数に算入しないものとする。
- 6 議事は、出席した教育学部教授会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 教育学部教授会は、教育学部教授会構成員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 教育学部教授会の事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の適用日前に、埼玉大学教授会規程による教授会の議決事項は、この規程中の相当する規定により教授会が行った議決事項とみなす。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則17)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則32)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 2.19 26規則41)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。